

一般社団法人日本病理学会 定款案 (修正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本病理学会 (The Japanese Society of Pathology) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の審議及び総会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 この法人は、病理学に関する学理及びその応用についての研究の振興とその普及を図り、もって学術の発展と人類の福祉に寄与する。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究会等の開催
- (2) 学会誌及び学術図書等の刊行
- (3) 病理学に関する研究及び調査並びに知識の普及
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 病理専門医制度又は口腔病理専門医制度に基づく資格の認定
- (6) 内外の関連学術団体等との連携及び協力
- (7) その他の本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業は、日本全国において行う。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 大学の学部学生及び大学院修士課程学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 名誉会員 病理学の進歩及びこの法人の発展に著しい功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た個人
- (4) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した個人又は団体
- (5) 機関会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法」という。) 上の社員とする。

(学術評議員)

第7条 正会員のうち、申請時点において病理研究歴満7年以上及び本会に入会后満5年以上の者は、学術評議員2名以上の推薦を得て、理事長に申請し、理事会及び総会の承認を得

- て学術評議員となることができる。
- 2 学術評議員は、本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議する。
 - 3 学術評議員は、正会員としての資格を有するほか、以下の資格を持つ。
 - (1) 学術評議員候補者を推薦することができる
 - (2) 常置委員会委員になる資格を持つ
 - (3) 名誉会員になる資格を持つ
 - (4) その他の資格については別に定める
 - 4 学術評議員は、満65歳に達した事業年度の翌事業年度から、学術評議員としての地位を失う。

(入 会)

第8条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となることができる。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会の議決をもって別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき、若しくは失跡宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 2年を超えて会費の納入を滞納したとき
- (5) 正会員全員が同意したとき

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

(退 会)

第11条 会員は別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、**総会の決議により**、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけたとき、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内 (うち理事長 1名、副理事長 2名、常任理事 3名)
- (2) 監事 2名

- 2 理事長をもって、一般法上の代表理事とする。
- 3 副理事長、及び常任理事をもって、一般法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第14条 理事及び監事は、総会において第6条第1項第1号の正会員の中から選任する。
- 2 理事長は、総会において理事の中から選定し、解職は総会の決議による。
 - 3 理事長が欠けたときは、前項にかかわらず、理事会において後任の理事長を理事の中から選定する。この場合、理事長の任期は選定後もっとも早く開催する総会の日までとする。
 - 4 理事会は、第7条に規定する学術評議員による投票で選ばれた者を理事、理事長及び監事の候補者として総会に提案するものとする。
 - 5 前項の規定は、前項により理事、理事長及び監事の候補者とされた者以外の者を理事、理事長及び監事の候補者とするを妨げない。
 - 6 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事全員の同意を受けなければならない。
 - 7 各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 8 他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人もしくは職員である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 9 一般法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。
 - 10 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の会務を総理し、この法人を代表する。
 - 3 副理事長は、理事会において理事の中から選定し、理事長を補佐する。
 - 4 常任理事は、理事会において理事の中から選定し、この法人の日常業務を分担執行する。
 - 5 理事長、副理事長、及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第17条 理事及び監事（以下、「役員」という。）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関して一般法上の定時社員総会として開かれる総会の終結時までとする。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、いつでも総会の決議により、解任することができる。

(役員報酬等)

第19条 役員は、無給とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。ただし、職員のうち、一般法上の重要な使用人は、理事会による選任及び解任に基づき、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集)

第21条 理事会は、毎年3回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事長は臨時に理事会を招集することができる。

2 前項のほか、理事は理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、会議の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があったときは、出席理事の互選で定める。

(理事会の定足数等)

第22条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上の者が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第40条に規定する長期借入金についての決議は、理事総数の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(理事会の審議事項)

第23条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 委員会及び部会の設置及び改廃並びにその運営に関する事項
- (3) 前2号のほかこの法人の業務執行の決定（総会の決議を要する事項を除く。）
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 副理事長、常任理事の選定及び解職
- (6) 前各号に定めるもののほか、この定款及び一般法に規定する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所、及び委員会、部会、その他の重要な組織の設置及び改廃並びにその運営に関する事項
- (5)一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(常任理事会)

第24条 理事会から委任された事項を審議するため、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、理事長が必要と認めたとときに招集する。

(各種委員会及び部会)

第25条 理事会の諮問と会務執行のため、別に定める常置委員会及び部会を置く。

- 2 理事会が必要と認めたとときは、その他に臨時特別委員会を置くことができる。

(支部)

第26条 支部の構成、運営及び支部長の選任に関し必要な事項は、別に定める。

(総会の構成)

第27条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会をもって一般法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の招集)

第28条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年2回招集し、うち1回は、**一般法上の定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に招集する。**
- 3 臨時総会は、必要に応じて随時招集する。
- 4 前項のほか、正会員総数の10分の1以上の正会員は理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 5 理事長は、総会の日**の1週間前までに**、正会員に対して一般法第38条1項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。**ただし、総会に出席しない正会員が議決権行使書で議決権を行使することができることとするときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。**
- 6 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかである場合は、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
 - (3) 総会に出席しない正会員が議決権行使書で議決権を行使することができることとするときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項、及び議決権行使の期限
 - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法、及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第30条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
 - (4) 入会金及び会費
 - (5) 理事及び監事の選任並びに解任
 - (6) 理事長の選定及び解職
 - (7) 名誉会員の承認
 - (8) 学術評議員の承認
 - (9) 支部の設置及び改廃
 - (10) この法人の定款施行細則、規程及び要領の制定並びに改廃
 - (11) 第36条に規定する基本財産の処分
 - (12) 第40条に規定する長期借入金の承認
 - (13) 第44条に規定する残余財産の帰属の決定
 - (14) 役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
 - (15) 正会員による招集の請求により招集された総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - (16) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項
- 2 総会は、前項第14号又は第15号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(総会の定足数等)

第31条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

- 2 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては前項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- 3 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができるとするときは、総会に出席できない会員は、第28条第6項第3号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては第1項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会での議決は、出席正会員の過半数をもって行う。
- 5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、正会員総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 一般法第113条第1項に規定する役員の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 解散及び継続
 - (7) 合併契約の承認
 - (8) 第36条に規定する基本財産の処分
 - (9) 第40条に規定する長期借入金の承認

(会員への通知)

第32条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第33条 総会の議事については、一般法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び総会で選任された出席者の代表2名以上が署名押印する。
- 3 理事会の議事については、一般法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。
- 4 前項の議事録には、**出席した理事長及び**監事が署名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の種類)

第34条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産及び準備預金は、理事会の決議を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第36条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事総数及び正会員総数の各々の3分の2以上の決議を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(剰余金の処分制限)

第37条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各事業年度開始の日の前日までに理事長が編成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第39条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の作成した監査報告を添付して、**理事会及び一般法上の定時社員総会として開かれる**総会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第40条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事総数の3分の2以上による理事会の決議を経て正会員総数の3分の2以上による総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款を変更するときには、総会で決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人は次の事由により解散する。

- (1) 総会による解散の決議があったとき
- (2) 正会員がすべて欠けたとき
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 情報開示

(書類及び帳簿等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿等を備えなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員の名簿
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 総会及び理事会の議事録
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
 - (14) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
 - (15) その他、理事会が必要と決議したもの
- 2 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧についての規程は、理事会が別に定める。

(公 告)

第46条 この法人の公告方法は、電子公告による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は深山正久とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。